

令和4年度第3回八千代市個人情報保護制度運営審議会会議録

日 時 令和4年6月28日(火) 午後1時30分～午後3時10分

場 所 八千代市役所4階 第1委員会室

議 題 1 八千代市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について  
2 法施行条例の制定について

出席委員 伊藤議長、三木委員、栗根委員、大段委員、武田委員  
多田委員、中山委員、三橋委員

欠席委員 大塚委員、折笠委員

出席事務局職員 法務課 課長 船田、主幹 石川、主査補 高根、主事 星

公開又は非公開の別 公開

傍聴人数 0人(定員3人)

○伊藤議長 本日の出席委員は8人であります。委員数の過半数に達しておりますので、これより令和4年度第3回個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。

本日の会議は、お手元の次第に沿って進めますので御了承願います。

初めに、「八千代市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

議会事務局の方から御説明お願いできますでしょうか。

○田中議会事務局次長 今回諮問させていただきます八千代市議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきまして、御説明させていただきます。

今回、配布させていただいている資料は3点。資料1が諮問書と条例の骨子案。資料2は、全国市議会議長会から提供されました個人情報保護制度見直しと法改正の概要や議会に関する個人情報保護条例の基本的考え方などについて説明している資料。資料3は、同じく全国市議会議長会から示されましたモデル条例案と改正後の個人情報保護法の対照表となっております。

では初めに、諮問の趣旨と条例制定の背景から御説明させていただきます。

資料1の諮問書を一枚めくっていただいた別紙「(仮称)八千代市議会の個人情報の保護に関する条例(骨子案)」1ページと、資料2の1、2ページを併せて御覧ください。

資料2の部分につきましては、執行部が制定します個人情報保護法施行条例の中で、こちらの事務局より同様の説明があったかと思われまますので、詳細な説明は割愛させていただきますが、令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで個人情報の取扱いにつきまして、民間事業者は個人情報保護法、国の機関は行政機関個人情報保護法、独立行政法人は独立行政法人等個人情報保護法と、根拠となる法律が分かれておりましたが、今般、一つの法律に統合されるとともに、地方公共団体につきましても、改正後の個人情報保護法(以下「改正法」と申し上げさせていただきます。)におきまして、共通の規定が適用されることとなっております。

資料2の3、4ページに移りますが、今申し上げましたとおり、地方公共団体は、現行の個人情報保護条例から改正法の適用へと制度が移行されますが、議会につきましては、改正法第2条第11項第2号によりまして、適用の対象から除かれますので、議会に関する個人情報の取扱いは、条例の制定等、改正法の内容に沿った自立的な措置を講じることが求められているところでございます。

このことから、改正法が施行されます令和5年4月1日までに、本市議会の個人情

報保護に関する制度を整えたいと考えておりますので、現在こちらの条例の検討を行っているところでございます。また、後ほど御説明いたしますが、個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な意見を聴く必要が生じた場合につきましては、こちらの個人情報保護制度運営審議会に御審議をお願いすることとなりますので、今回この中で併せて諮問させていただくものでございます。

次に、骨子案1ページの下段2「条例の構成予定」につきましては、資料2の6ページと併せて御覧いただければと思います。

条例案の作成に当たりましては、全国市議会議長会が総務省及び国の個人情報保護委員会と協議した上で作成されました、今回資料3としてお配りさせていただいておりますモデル条例を参考としまして、改正法と市の執行機関において制定する個人情報保護法施行条例（以下「施行条例」と申し上げさせていただきます。）との整合を図ってまいりますので、八千代市議会の判断でモデル条例や市の施行条例と異なる趣旨の規定を設ける予定はございません。

条例の構成につきましては、資料に記載のとおり、第1章では、条例の目的、用語の定義、議会の責務を定めた総則、第2章では、個人情報等の取扱いのルール、第3章では、個人情報ファイルに関すること、第4章では、議会の保有する個人情報の開示、訂正、利用停止、審査請求の手續、第5章では、審議会への諮問、条例の施行状況の公表などの雑則、第6章では、本条例に違反した場合の罰則を定めるものでございます。

次に、骨子案の2ページをお開きください。3の「条例の骨子案」について御説明いたします。

先ほども申し上げましたが、こちらの条例は、改正法の第5章の各条の規定に対応するように作成されているモデル条例を基本的に踏襲しております。また、同じ市の中で個人情報の取扱いや開示等の手續に差異が生じないように、執行機関の施行条例との整合を図っております。

以下、市の施行条例と整合を図ったものや改正法と異なる取扱いになっているものを中心に御説明いたします。

まず、(1)の開示決定等の期限につきましては、改正法では、開示請求があった日から30日以内とされているところ、地方公共団体が条例で定めることにより、開示決定等の期限を30日より短くすることができるとされております。市の施行条例では、この期限を現行の開示請求があった日から起算して15日以内と同様の期限とする旨の規定を設ける予定でありますことから、そちらとの整合を図るために、本条

例におきましても同様の規定といたします。

次に、（２）の開示決定等の期限の特例につきましては、請求に係る保有個人情報 が著しく大量であるため、開示請求があった日から６０日以内に、その全てについて 開示決定等を行うことにより、事務の執行に著しい支障が生じるおそれがある場合に は、特例的に相当の期限を延長することができることとされているところ、地方公共団体 が条例で定めることにより、基準日を６０日より短い期間とすることができることと されております。市の施行条例では、この特例延長の基準日を現行の運用の「開示請求が あった日から起算して４５日以内」と同様の期限とする旨の規定を設ける予定であり ますことから、そちらとの整合を図るため、本条例におきましても同様の規定といた します。また、議員の任期満了、議会の解散などで議長、副議長が共に欠けている期 間中につきましては、議長又は副議長の名の下で開示決定などの行政処分を行うこと ができないため、開示決定をしなければならない期間にこの期間は含まないこととし ております。

次に、（３）の開示請求の費用負担につきましては、国の機関では、改正法の政令 で請求者から１件当たり３００円の手数料を徴収することとされておりますが、地方 公共団体に対し開示決定をする場合については、手数料の額をそれぞれの団体の条例 で定めることとされております。本市におきましては、従来から手数料は無料でコピー 代のみ実費で頂いており、市の施行条例におきましても同様の規定を設ける予定で ありますことから、本条例においても同様の規定といたします。

次に、（４）の審査会への諮問につきましては、開示決定等に関する審査請求があ った場合には、議会が単独で審査会を置くか、執行機関の附属機関である審査会に諮 問するか、いずれかの方法が想定されておりますが、効果や効率性などを考慮した場 合、議会が単独で審査会を設置するよりも市の審査会にお願いする方が望ましいもの と考えますので、本条例においてその旨の規定を設けます。

次に、（５）の審議会への諮問につきましては、個人情報の適正な取扱いを確保す るため専門的な意見を聴く必要が生じた場合には、議会が単独で審議会を置くか、執 行機関の附属機関である審議会に諮問するか、いずれかが想定されますが、こちらに つきましても（４）と同様、市の審議会にお願いする方が望ましいものと考えますの で、本条例においてその旨の規定を設けます。

次に、（６）の罰則につきましては、基本的には改正法の罰則規定と同様の規定を 定めることといたします。内容は、資料３のモデル条例及び改正法の対照表、資料３ の一番後ろの４６、４７ページの左側、第５３条から第５７条までに記載するとおり

でございます。なお、第57条に記載の偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者に対する罰則を、法では10万円以下の過料に処するところ、本条例では、地方自治法に定める過料の上限であります5万円といたします。

次に、(7)の条例の施行予定につきましては、改正法の施行日と同日の令和5年4月1日といたします。

最後に4ページ、4のスケジュールでございますが、本日こちらの個人情報保護制度運営審議会に条例骨子を御説明させていただいているところでございます。その後、条例に罰則規定を設ける場合には、地方検察庁への協議が必要となってまいります。協議に要する期間が2か月から3か月掛かるとされておりますので、8月から10月にかけて、こちらを行ってまいります。罰則規定の検察庁協議が済みましたら、確定した条例案文を、議会の中で会派代表者会議に諮り、議会運営委員会を経て、11月の第4回定例会に発議案として提出することとなります。可決後、本条例の施行規程を12月から翌年3月までに整備し、令和5年4月1日に本条例の施行といった流れとなります。

以上が、本条例の骨子案でございます。先ほどのスケジュールの中でも御説明させていただいたとおり、11月議会での条例案提出に向け準備を進めてまいります。今後も、執行部側の取扱いと不整合が生じないように、十分調整を図ってまいりたいと考えております。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○伊藤議長** ありがとうございます。

ではまず、今の御説明に対して御質問のある方、挙手の上で御発言お願いできますでしょうか。——大丈夫ですか。

私から、ちょっと2点ばかり聞いてもいいですか。

まず1点目、(4)と(5)に関する事なんですけれども、まず(4)の審査会の諮問に関してなんです。議会が実施機関となった形で、これまで個人情報保護条例の開示請求等に関する審査請求なり不服申立てがあった実績ってどれぐらいのものなかって、何か手元に今数字ありますか。

**○田中議会事務局次長** 個人情報保護制度の審査請求があった事例は、少なくとも議会に関しては全くございません。恐らく執行機関も含めても相当期間なかったものと聞いております。

**○伊藤議長** ありがとうございます。

2点目の御質問なんですけれども、審査会への諮問、審議会への諮問、両方とも議

会とは別の機関である執行機関の方が附属機関として持っている組織に対して諮問を行うという形になりますよね。そちら側には、我々審議会の委員ということになって、委員自体はそれでいいんですけども、事務処理に関しては執行機関の事務局の方にお手伝いいただきながら我々会議を進めていると、そういう状況があるわけですけども、この辺りの事務の進め方に関して、現状、議会事務局さんの方で、どの段階からその議会事務局さんが関与し、あるいは手を離れということをイメージしておられるのかということをお伺いしてもいいですか。

○田中議会事務局次長 具体的な事務の部分につきましては、基本的にはこちらの審議会・審査会にお願いすることとなりますが、そこで事務局として入っていくのか、あるいはその担当部局としての今みたいな形と似たような形で関与していくのかというのは、ちょっとまたこれは実際の運用は考えていかなければいけないところでございますが、ただ、当然そういう審査会にするような案件ということになりましたら、単にお願いするというより、恐らく議会事務局として積極的に関与しながら進めていく必要があるかと思っております。

○伊藤議長 すみません。若干意見になってしまうんですけども、要は、諮問書を提出して、後はもう執行機関の事務局にお任せっていう話になっちゃうと、本来、議会事務局の方でこういうことを求めたかったっていうことが伝わりきれない可能性があって、その意思疎通にそごがないかという心配があるんですね。その辺りはこれから議論されるということでよろしいでしょうか。

○田中議会事務局次長 その部分につきましては、執行機関の事務局と協議しながら考えていきたいと思っております。

○伊藤議長 ありがとうございます。

他に御質問等ございますか。——それでは、今回の諮問、7つ御意見を頂いているところですけども、これを含めて条例の骨子案に対する御意見がございましたら、お願いできますでしょうか。1から7までのほか、どれでも取りあえず構いません。

○三木委員 1点目なんですけれども、個人情報ファイルに関しては、議長会から出ている案ですと、議長が定める数っていうのが入ってしまっていて、作成しない場合ですね。資料3の22ページに「本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル」については、個人情報ファイル簿の作成・公表を要しないということになるかと思うんですけども。ちょっと質問も入ってしまうんですけども、実態として、現在、どんな登録をされていて、この「議長が定める数」っていうのはどれくらいになることを想定しているのかっていうことと、この「議長が定める数」については何か既に

想定されている数があるのかっていうことで、まずお聞きしたいんですけども。

**○田中議会事務局次長** 基本的に「議長が定める」というところは、全て施行規程での規定となります。

いろいろ、国の政令の中では、1,000件というところのお話もあるようですが、今議会で想定されている個人情報というのは、そんなに数多く扱うようなものは、今想定されていなくて、例えば陳情や請願に関する提出者の名前に関する情報であったり、あるいは議会の傍聴者に関する情報であったり、あるいは退職議員も含めた議員に関する情報だったり、あるいは議会事務局の職員の人事に関する情報だったり、大体そういったものが想定されておりますが、そういう中で、話が戻りますが、大体その数というのはある程度政令での線引きというところで、施行規程を定めていくこととなりますし、実際にそれに照らし合わせると、個人情報ファイルという形で作るような個人情報っていうのは想定されるものはないのかなというふうに、今のところは思っております。

**○三木委員** そうすると、これは執行機関の方になりますけれども、今の事務登録簿から個人情報ファイル簿に転換することとすると、7割くらい登録されていたものが外れてしまうということで、登録簿とファイル簿を並立させるということを今、考えていただいているっていうところなんですよね。

おっしゃるとおり、議会って、個人情報の扱いという点で言えば、具体的な住民サービスとか行っていないということもありますので、大量の個人情報、住民情報を扱うということにはならないと思うんですけども、例えば、とある議会では、陳情・請願などに署名簿と一緒に付いてくるような場合の扱いなどが、結構問題になったりとかするんですよ。議員さんが見て、署名した中に知っている人がいるっていうことでお家まで行ってしまっって、それでトラブルになっているとかですね。

やっぱり個人情報の取扱いについて、基本的にはこれはどういう目的でどういう範囲で利用できるのかっていうことを対外的にも明らかにし、そして議員の方とか事務局にも十分に理解をしてもらうためには、何かこれはこういう目的ですよっていうことが客観的に確認できるものをちゃんと用意しておくっていうことは、すごく重要かなと思うんですよ。そうすることによって、例えば署名をしても、そういう個人的な何か介入圧力みたいな、来られた方はそういうふうに受け取るわけなんですけれども、そういうことがなく、自由に意思表示ができるっていう状況を住民の皆さんに確保しているんだっていうことをきちんと示すとか、そういうことはやっぱり重要なので、議長会のモデル条例案は、そういったことは想定されていないようなんですけども、

法律の方では、ファイル簿と事務登録簿を並立させてもよいとなっているので、その点はその議会の方で御検討いただいてもいいのかなと。

確かにモデル条例に入っていないんですが、これどおりにやらなきゃいけないっていうわけでもないんで、その点を御検討いただきたいという意見で、具体的には、例えばファイル簿の議長が定める数を、政令だと1,000人になっていますけれども、それをぐっと下げてしまうのか、あるいは個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿と並立させるのか、どちらか両方とも選択肢としてあり得ると思いますので、その点を御検討いただきたいということです。

○伊藤議長 ありがとうございます。

ちょっと整理をしたいんですけども、現状、議会事務局の方で考えている個人情報ファイル簿を作るための個人情報の数っていうのは、1,000人という想定でいいですか。

○田中議会事務局次長 今のところ法の政令の取扱いと同様の規定を想定しております。

○船田法務課長 実はちょっと今日の議題が、順番の関係で大変恐縮なんですけれども、執行部の方の条例の個人情報ファイル簿を1,000人未満はどうするかというのは、実はこの次の議題で御検討させていただくことがあって、実は議会事務局さんの方には、その部分の検討は、先ほども御説明ありましたけれども、執行部の条例とそごがないように合わせていきたいというお話は頂いていました。ですので、執行部側の方の条例の、ある程度道筋が立てばそれに合わせて、議会事務局さんも例えば今の1,000人で切ってしまうのか、若しくはどっちかに合わせるのかというのは検討していただくのかなというふうな流れがございましたので、その意味では、議会事務局さんの方で、先に今の判断を仰いでしまったのは、ちょっとすいません。我々の順番の関係で申し訳ございませんでしたという補足でございます。

○三木委員 一応、ただ執行部の方と合わせていただくっていうのもあると思うんですけども、議会は議会として自立した実施機関でありますので、よく協議をしていただきながら、議会としてもそういう課題があるという前提で、中でちょっと御議論いただきたいなとは思いますが。

もう一つが、開示請求があった場合に適用される不開示規定との関係なんですけれども、これは議会の問題というよりも、恐らく八千代市情報公開条例の規定の問題っていうところも多分にあるんですが、現在の八千代市の個人情報保護条例ですと、第三者の個人情報について、第15条第2号で、第三者の個人情報に関して開示するこ



とがその第三者の権利利益を侵害するおそれがある場合には、第三者の個人情報是不開示にするという規定になっていて、この規定ぶりだと、第三者の個人情報として公務員の情報が入っていた場合は、本人に開示をしないのではなくて開示をすることになるんじゃないかなと思うんですね。

一方で、八千代市情報公開条例の不開示規定である個人情報というのは、公務員情報に関しては職及び職員遂行内容というふうになっていて、公務員の氏名の公開っていうのを原則とはしていないという作りになっていて、ここは情報公開条例と個人情報条例の間でちょっと若干そごがあるという状況でずっときていたってところがあります。

これは、議会の問題というよりも情報公開条例をどうするかって議論になってしまおうと思うんですが、法律を受けた開示請求権ということで言うと、25ページにウとありますけれども、ここで、公務員情報については請求者以外の個人情報であっても、この場合は開示しますよっていうことで職及び職務遂行内容に係る部分ということで、職名と職務遂行内容は開示されるけれども、氏名の開示に関してはアという法の適用で判断をすることになると思うんですね。国の情報公開法の規定と個人情報保護法の規定は基本的に同じで、ウの公務員の情報に関しては職及び職務遂行内容というものを原則開示とし、氏名に関しては法令の規定か慣行により知ることができるとかあるいは公表されている場合については開示をしましょうという、そういう構造になっているわけなんです。

現状の個人情報保護条例で言いますと、公務員の氏名については、これは不開示にできないんじゃないかという規定を持っていて、個人情報の中で公務員情報の扱いをどうするかっていうことは、執行部の条例も含めて要検討課題ということになるかなと思います。自治体の一般論で言うと、例えば千葉県もそうですけれども、公務員に関しては氏名、職、職務遂行内容は原則公開です。個人情報であっても。割と、都道府県も多くのところ、公務員の氏名に関しては、職務遂行に係る部分は原則公開という扱いにしている、個人情報保護条例でも同じ扱いだと思うんですね。

なので、議会の方にこれからどうするかっていうことだけではなくて、執行部との扱いとか情報公開条例との関係も含めて、少し御検討いただきたいなという点です。ここで言うべき話かどうかって迷ったんですが、他にこれまで議論していないので、あえてここで申し上げさせていただきます。

○伊藤議長 ありがとうございます。

私の方から、三木委員の方に御質問してもいいですか。

今の御発言の中で、まず、改正された個人情報保護法第78条2号のハのところ、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分については開示をするという規定になっていて、今回議会の方で作ろうとしている条例がこれと平仄を合わせようとしている。法の方で氏名に関してはその記述がない状況になっているわけですがけれども、これを開示するということがあってもいいのではないかという方向での検討を求めるという御趣旨でよろしいのでしょうか。

**○三木委員** そうですね。ただ、恐らく法律の方は、情報公開条例の不開示規定との調整は認めているんですよね。例えば、情報公開条例で公務員の氏名は個人情報であっても原則公開ですというふうに定めているのであれば、個人情報保護法施行条例の方にそのような調整をしてもよいというふうになっていて、これ自治体側の判断なんですよね。

少なくとも八千代市の情報公開条例は、実は国と同じ作りになっているので、公務員の氏名は原則公開になっていないと。ところが個人情報保護条例の方は、第三者の個人情報が開示請求者以外の情報が個人情報として含まれた場合については、不開示にできる規定があるんですけれども、それは公務員情報を恐らく含んでいないんじゃないかというふうに思われる規定ぶりなんですよ。

**○伊藤議長** 通常の都道府県とかと逆になっているっていう話なんです。

**○三木委員** 都道府県は、どっちとも個人情報は原則公開ですね。少なくとも千葉県は多分そうになっているはずで、多くの場合が90年代ぐらいにいろんな問題があって、条例改正を90年代から2000年代初めにしていっただけなんですけれども、そのときに公務員情報の開示が裁判などで争われて自治体が負けていくという経緯があって、条例そのものを規定上変えてきたっていう経緯があるんですよね。

なので、多くのところが、その当時改正したところなんかは、公務員の氏名については、例外的な条件を付けている場合がありますけれども、特に都道府県の場合は警察があるので、警察の職員に関しての例外規定みたいなやつはありますけれども、それ以外は基本的には原則公開と。個人情報ではなくて、開示することがどうしてもその差し障るような事務遂行上の支障がある場合には別規定で不開示にするっていうような運用を現実にはしているというところがあるんですよね。なので、ここは議会の方にも宿題として考えていただきたいですし、執行機関の方としても要検討課題であるということで、両方へ宿題みたいに投げてしまって申し訳ないんですが。

**○伊藤議長** いろいろ私も自治体の御相談とか伺っていて、責任を持って仕事をしてもらうという意味で、氏名を公開するっていうのは一つの方法だと思うんですけど

も、逆に若干濫用的な使われ方をするっていうところも少しあると聞いています。なので、三木委員が御心配されていたと思いますけれども、その場合に、やはり何らかの事務遂行上の支障があるというような例外規定を設けておかないと、何でも公開ということになると、実はいろいろな影響が出てしまうかなという心配は、そういったその経験の中で私の方はちょっと感じてはいるところです。

○三木委員 ただ、特定の職員が作成した文書っていうのは、文書の特定として十分かっていう問題があるので、そもそもが。私もそういう御相談を受けたことがありますけれども、請求対象文書の特定としてやっぱり補正を求めるべきだろうということで、運用レベルでそこは解決すべきです。

あと、あるケースでは、特定の案件で社会問題化したものについて、末端の職員の方まで開示されると、結局その人たちへの連絡が殺到するとか、そういうのがあるので、個人情報としては不開示にしない。ただし、業務遂行上の支障が出てくるということで不開示になるという案件はやはりあるんですね。

だから、原則として個人情報は形式的に不開示にするものなので、それが開示されることによる影響みたいなものは判断しないんですよ。個人が識別できるかどうかで切ってしまうので、公務員であろうと、例えば懇談会みたいなところに参加している有識者は公務員の身分をその立場で持っていないことが多いんですね。そうすると一般人と同じ扱いになるので、そこで実は形式的に切っちゃうんですね。なので、具体的に支障がある場合は他の不開示規定を検討したことは十分にあり得ると。ただ、個人情報なので形式的に開示から排除してしまう部分が、どの程度が妥当かということとはまたちょっと別問題かなと思っています。

○伊藤議長 組織としての動きというのを示すことにするのか、それともやっぱりそれぞれ動いた方が一体誰なのかというところを、やはり明らかにすべきだという考え方なのか。情報公開なり個人情報保護なりのいろんな考え方の中の一つだろうというふうに思われまして、事務局の方、いかがですか。御検討いただくということで、そこは可能でしょうか。

○船田法務課長 今の議論を一度確認させていただければと思うんですけども。

市の方の情報公開条例におきましては、公務員情報については職及び職務遂行の内容に係る部分というのは、個人情報から除くという規定がはっきり書いてあると。氏名については、法令又は慣行上、公にされていれば公開になりますし、されていなければ個人情報というふうな扱いになるということになりますけれども、職員だと基本的には公になっていますので、先ほど議論のあったような県の警察とかであれば警察

官の名前は公にされていない、署長さんとかは名簿が出たりとかしていますけれども、それで多分違いを付けているということがあるかなと。

同じ話が、実は現行の個人情報保護条例においては、そういう規定がないということですので、個人情報除外されるかの判断は、今委員御指摘の権利利益の侵害をすおそれがあるかという話にかかっているところなんですけれども、現行、市の解釈運用としましては、結果的に情報公開と同じような考え方をされていて、例えば、公にもう氏名が公務員として出ているもの、示されているようなものについては、もう公知なので、権利利益は侵害しないだろうという判断をしていますし、職と職務遂行情報に関しても、個人情報に該当するということで不開示にしているということはないです。

ですので、結果として条文は違うんですけれども、解釈運用では同じ結果が出ている形になっています。ただ、もちろん個別事案の議論において、これは権利利益を侵害するおそれがあるねという事象が出てくれば、当然それを優先して、個人情報保護条例の条文であれば、そこを優先して不開示にするってということもあり得るのかなというの考えられます。その段階で今回、個人情報保護法の規定に倣いますということになりまして、執行部の場合は、逆に開示請求の手續自体が法律の条文が直接適用されてしまいますので、もう、お手元の現行条例と似たような形の条文の方の運用になっていきますけれども、ここは今の執行部も条例の運用とは、ほぼ変わらない形で移行していくのかなという認識でおります。結果として、モデル条例に準拠した議会の方も、法律とほぼ同じ規定ぶりを書いておけば、基本的にはそこも横並びで一緒になるというふうな考えになるのかなというふうな認識でおります。

すみません。今のところで何か、我々の方でちょっと認識していないところがあったらと思ひまして、確認をしたところなんですけれども。

○伊藤議長 執行機関に対する個人情報の開示請求に関しては、改正後の個人情報保護法がそのまま適用せざるを得ない状況ができ上がっているんですね。そうすると、ここをいじることはできない。その理解はいいんですね。

○三木委員 情報公開条例との調整は法律上できると定められているので、直接適用を原則とした上で、一部、条例との関係で規定を設けることは可能っていう。

○伊藤議長 特則的な規定を設けるという形を取るというわけですね。

○三木委員 例えば公務員情報に関して、多くの自治体が原則氏名は開示というふうに条例で書いているといったときに、個人情報保護法はそうならないので、それに準じなければいけないとなることは、そこまでは言っていないくて、情報公開条例の

不開示規定との関係の範囲では調整していいという法律の規定ですね。

○伊藤議長 今の事務局の御回答というのは多分、文言自体は変えないけれども、運用の中でというか解釈の中で、25ページで言えばイの条文を適切に使うという形で開示していくという方向で考えるっていうことでしょうかね。

○船田法務課長 事務局としての認識は、新法の個人情報保護の条文と現行の情報公開条例にそごはないという認識でいたんですけれども、委員の御指摘はここに違いがあるよっていうことで、そこの調整規定を入れた方がいいのではという御指摘だとすると、そこの違いの部分は我々、今認識できていないので、ここは一緒だと認識しているんですけれども。

○伊藤議長 現行の情報公開条例と個人情報保護法。

○船田法務課長 新法ですね。

○伊藤議長 そこは多分、そごはないだろうと思うんですけれども。そこは三木委員もよろしいですよ。

○三木委員 はい、そこは国と全く同じ規定を使っていると。情報公開条例に関しては、そこは問題ない。ただ、「慣行として」っていう範囲が、例えば議会側と執行部側が異なっていれば、当然そこのそごが出てくるっていう話であって、議会の方がどういう扱いをなさっているのかっていうのは、こちらでは分からないところがあるということと、あと「法令の規定により又は慣行として」っていう範囲に関して言うと、国の場合はもう省庁でばらついてしまっていて、2005年に各省庁の「情報公開に関する連絡会議申合せ」っていうのが、一般職の場合はなるべく開示という、慣行でいこうと言っているんですけれども、これは省庁ごとにやっぱりもう全然違うので、この慣行の範囲っていうのが何なのかっていうことに関しては、もう国も別に統一できているわけではないというのが現実なんですよね。

仮にこのまま行くんだとすれば、その慣行の範囲として、例えば職員の全員の名簿がなかなか今公表されているっていうことは珍しいと思うので、幹部とか管理職は出ているけれども、一般職員まで公表の慣行がある状態かかっていうと、国も違うわけなのでそこではらついてくると、あと各行政機関の解釈方針によって変わってくるというのが、現実としてはあるということなんですよね。なので、いずれにしても、現行と変わらないよっていう場合に関しても、一応そこについては、解釈レベルとか慣行として、どういう条件を設定するのかっていうのははっきりさせておかないと、形式的にこう書かれている内容だけ見ると違う判断が、例えば極端な話では司法レベルで差が出てしまう可能性があるとか、そういうことはあるわけですよ。

なので、少なくとも実態としてどうかっていうことと、個人情報保護条例と情報公開条例の規定ぶりが全然異なっている状態なので、純粹に個人情報保護条例の規定だけと、ここで示されている解釈だけ見ると、公務員の氏名が個人に対する権利利益の侵害にはならないよねってということにはなるので、一般論として言えば、職務に関連して言えばということですけども。なので、少なくとも規定ぶりがずれているという状態は、現実としてはやはりあったのかなとは思いますが、そこは、どちらが主に検討されるのかってことはよく分からないですけども、議会で条例を作るときも、その点については少なくとも課題として御理解いただいた上で、対応を御検討いただきたいなというふうに思います。

○船田法務課長 分かりました。今の御指摘を踏まえまして、少なくとも慣行の部分の解釈というのを、執行部側は新法の方を横目で見ながら、実際に今の条例での運用とのそごがないかどうかを踏まえて、あと、議会の条例ともそごが生まれないように、そこは検討していこうかなと考えております。

○伊藤議長 情報公開条例との調整を入れるとなると、情報公開条例が改正個人情報保護法と同じ規定を持ってしまっているんで、情報公開条例そのものを変えて調整するっていう流れになってきちゃいそうな気がするんですね。だから、そこまでやるんですかという話に何かちょっと私の方では聞こえてしまったのですが、そこまでやるって話でないとするのであれば、今事務局の方から御説明のあったやり方で進むのが妥当かなというふうに理解をしているところなんですけれども、三木委員いかがですか。

○三木委員 今回、情報公開条例の不開示情報の個人情報の規定は特に改正はないんですかね。匿名加工情報とか仮名加工情報に関して。匿名加工情報に関しては規定を設けないっていうことであると思うんですが。

○船田法務課長 情報公開条例の方は審査会の規定だけ。審査会を統合してしまうので、審査会の規定を除くというところだけやります。それ以外のところは、基本的にいじる想定は現在しておりません。

○三木委員 そうだとすると、例えば情報公開条例の規定は今回いじらないとするとすれば、慣行の部分について、解釈を明確にさせていただくということが恐らく事前策だろうと。本筋で言えば条例改正をした方がいいとは思いますが。

○伊藤議長 ありがとうございます。今のような意見が一つございました。

その他、皆様ございますでしょうか。

(発言なし)

○伊藤議長 三木委員の意見に関しましては、情報公開条例の改正を一部含むような内容になっていますので、答申の方にそこまで考えてもらった方がいいのではないかと。要は公務員の氏名情報に関して、どういった形で開示するかのルールを明示した方がいいだろうという御趣旨だと理解しているんですけども、そういった意見を答申の方に加えるということによろしいですか。

議会の諮問の方では多分ないと思うんですね、これ自体の話としては。それは取りあえずいいっていう考え方もあるんです。条例は取りあえず変更しなくてよくて、慣行という言葉の部分でルールを明確化しましょうっていう、もう一つの技術もあるんですけども。はっきりしているのは、解釈があんまりない。慣行を解釈するのはすごく大変なのでいつも悩ましいんですけども。そうすると、公務員の氏名情報の取扱いについて、ある程度ルールを明示するっていう方法は考えられると思います。皆さんの方で特に異存がなければ、そういった方向も立法論としては考えてもらってもいいんじゃないかというようなことを、執行機関向けの条例案の答申に書くということとしたいんですけども、その点はよろしいでしょうか。

(異議なし)

○伊藤議長 ありがとうございます。

その他に御意見ございますか。

(発言なし)

○伊藤議長 特に御意見がないということであれば、この諮問の1から7までの内容に関して議論を少し詰めていただきたいところはあると。先ほど、私の方で御指摘申し上げた事項ですけれども。というところではありますが、内容としては妥当であるという結論とさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○伊藤議長 ありがとうございます。

それでは本日の議題1に関して、終了したいと思います。

もう一つの議題に進めさせてもらっていいですか。——「法施行条例の制定について」ということで、こちらを議題にいたします。

事務局の方から御説明をお願いいたします。

○石川法務課主幹 初めに、パブリックコメントにつきまして、お手元に資料を配布しておりますが、1名の方から4件の質問が提出されました。意見ではなく質問のみでしたので、法施行条例の制定において、特に反映するものはございません。なお、この質問の回答につきましては、八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、

10月下旬に公表することを予定しております。

続きまして、前回の審議会において、いくつか御意見を頂きましたので、それに対する事務局としての考え方について御説明いたします。

先ほど、最後に追加でお配りしました資料「令和4年度第2回個人情報保護制度運営審議会での御意見について」を御覧ください。ナンバーごとに御説明いたします。

初めに、1の「個人情報ファイル保有の事前通知について」ですけれども、国の行政機関が個人情報ファイルを保有するときは、法第74条第1項の規定により、個人情報保護委員会（以下、「委員会」と申し上げます。）にあらかじめ通知をすることになっていますが、地方公共団体においても、内部管理として事前通知を求める制度を法施行条例で定めることは妨げられないとされています。

国におきましては、独立した機関である個人情報保護委員会が膨大な件数の個人情報ファイル簿を管理する関係上、事前通知を求める仕組みとなっていると思われませんが、本市においては組織が小さく、新しく発生する個人情報ファイルの件数も少ないと考えられるので、事前通知制度を設けなくても、委員会が作成した事務対応ガイドの中で求められている体制整備により適切に作成・公表ができると考えております。なお、地方公共団体からの個人情報ファイルの保有等に関する個人情報保護委員会への事前通知は不要とされております。

一方、現行の個人情報取扱事務登録簿がありますが、これにつきましては、市が事務を行う前に登録・公表することとなっており、市民が市の個人情報の取得状況等を把握できることから、今後もこの制度を維持することで頂いた御意見への対応が可能ではないかと考えております。

続きまして、ナンバー2の「本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成について」ですけれども、法第75条第1項の規定により作成が義務付けられている個人情報ファイル簿のうち、政令で定める本人の数が1,000人未満のファイルは作成公表の適用対象外となっております。委員から御意見を頂きまして、現行条例の個人情報取扱事務登録簿（以下、登録簿）における、各事務の対象人数を調査したんですけれども、対象人数が1,000人未満の事務が約7割あることが分かりました。このことから、1,000人未満の個人情報ファイル簿を作成する代わりとして、先ほど述べましたナンバー1の考え方と併せて、法第75条第5項の規定による登録簿の作成を追加することで、御意見への対応が可能ではないかと考えております。

最後に、裏面の「3 個別の委託案件等を審議会への報告事項として、条例に規定することにつきましては」ですけれども、前回の審議会が終わった後に、個人情報保護



委員会の方からQ&Aみたいなものが来まして、地方公共団体からの質問に対し、法第129条に基づく審議会等への諮問については、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案に係る法に照らした適否、取扱いの可否の判断を諮問することは、許容されないとするものです。

この点、事後的な報告を行うものであっても、個別の案件の処理に関して、審議会等への報告や意見聴取を要件化するような条例は個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うものに類するものとして、事後的な報告を行うものも含めて許容されませんという回答をしております。また、地方公共団体は個別の事案の法に照らした適否について判断に迷う場合には、法第166条の規定により、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることが可能とされております。

これらのことから、個別の委託案件等を審議会への報告事項として条例に規定することについてはできないものと考えております。なお、審議会への情報提供や運用状況の報告など、法の趣旨に反しない範囲で規定を設けることは妨げられないとされております。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○伊藤議長 ありがとうございます。

表裏のページで1、2、3に分かれているんですが、1、2はある程度関連するんですけども、3はちょっと毛色の違う話ということになるので、まず1、2の話だけ先に進めたいと思うんですけども、いいでしょうか。

個人情報ファイルというものについて、一つはその事前通知をやるかどうかという議論がありました。もう一つは本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル簿を作るかどうかというお話がありました。今回の事務局からの回答は、今御説明いただいたとおりなんですけれども、まず御質問がある方いらっしゃいますか。

(発言なし)

○伊藤議長 ごめんなさい。復習で一つ聞いてもいいですか。

記載の内容の説明を求めるものなんですけど、個人情報保護委員会だと思ってしまうんですけども、ここが作成した事務対応ガイドで求められている体制整備っていうのは具体的にはどんな話でしょうか。この件に関して言えば。

○船田法務課長 具体的には、こういう事務処理に遺漏がないように手続を決めておきなさいということがガイドに示されているもので、あくまで個人情報ファイル簿を直ちに作成しろと条文上書いてあるので、個人情報を集めた段階でファイル簿をすぐ

作成しないといけないので、当然その前提となる、事前に個人情報担当課と実際に個人情報を取り扱う担当課が手続に遺漏のないようにマニュアルにする一般的な作業手順というのが一応ひな形として示されていて、このとおりにファイル簿の作成の準備をなさというものが示されているものですから、各自治体においてもそれをそのまま自分たちのマニュアルとして扱うかどうかということになりますので、その場合には事前に個人情報担当課の方にファイル簿を作成する前に、かくかくしかじか個人情報は取得する予定であるという話が入りますので、その段階で一応市としては事前に情報の指導というか、ファイル簿の委員会への事前通知において取るときと同じような対応をとれるのかなというのが、最初の説明した記載の趣旨でございます。

○伊藤議長 そうすると、執行機関側の事務局の方で、ファイル簿を作ろうとしている部局に対して適切に関与して、適切なファイルが適切な手続でできていくだろうという理解でよろしいですか。

○船田法務課長 そのとおりでございます。

○伊藤議長 ありがとうございます。

その他御質問ございますか。――では、今回事務局としての考え方をお示しいただいたところですが、こちらに関して御意見のある方おいでになりますでしょうか。

(発言なし)

○伊藤議長 事務局の方としては、基本的には1,000件というのはそのまま維持して、1,000件を超えれば個人情報ファイル簿を作るし、個人情報取扱事務登録簿に関しては基本的に全ての個人情報取扱事務に関して作ると。一部ファイル簿と登録簿が二重になるところはあるけれども、そこはそれほど大きな影響は出てこないだろうという理解の下で、そういった事務を進めていくというお考えですが、そういった考え方を今後進めてもらうということではよろしいでしょうか。

(発言なし)

○伊藤議長 御意見がないようですので、そのように決定したいと思います。

それでは、裏面の3番目、個別の委託案件等を審議会への報告事項として条例に規定する、審議会の役割としてこういったものを規定しようかという議論をした中で、総務省のQ&Aで簡単に言うとちょっと駄目っていう話が出てきちゃったということで、最終的にはちょっと条例の方に書けないんだけどもという、今のところの考え方であるということなんですが、この点に関して御質問ございましたら、お願いできますでしょうか。

○三木委員 委託の個人情報の取扱い、取得、利用、提供、オンライン結合等について

うのは、大分性質が違ふように思うんですけれども。苦情の取扱いというよりも処理を外部に委託するときの話になるので、今般、尼崎市で全住民データを保存したUSBメモリを一時的に紛失するという問題があったように、どんな案件が委託に出されていることとか、どのような安全対策等をされているのかみたいなことを、どこかがきちんとチェックするっていうのは必要だろうというふうには思うので、委託関係についても報告事項にできないかっていうことについては、ちょっとこの個人情報保護委員会から出されている回答内容を踏まえても、ちょっと私的にはクエスチョンマークが残るという感じではあるので、これについての善し悪しについては、現段階でこのとおりの考え方でいいのかっていうことについては、ちょっと保留という感じになってしまうかなと思います。

○伊藤議長 一旦よろしいですか。

○三木委員 はい。

○船田法務課長 今、三木委員の御指摘のところなんですけど、実は補足をさせていただければと思ひまして、この資料を作成したのが先週の段階です。ただ、報告が全部が全部駄目なのかっていうところもあったものですから、昨日、実は電話で個人情報保護委員会に直接質問をしてみました。ですので、書面に出ていないんですけれども、業務委託もこれに入るのかどうかについては、結論から言うと業務委託も入るんだという話をしておりました。

趣旨としては、やはり業務委託についても個人情報の取扱いの法解釈に当たるような内容が入ってくるのではないかと。例えば業者の選定方法であるとか、取扱いの方法とかについて、是非とか可否を検討するというのであれば、結局、個人情報の取扱い、ここで記載されている、利用、提供方法等々と同様の内容になるのではないかとこの見解を示されておりました。なので、本当にセキュリティの話とか、それこそ尼崎市の話なんですけれども、その部分は留保されていましたがけれども、技術的な意見だけということであればということでした。だけれども、実際、事後報告であっても審議会に報告をすることによって、そこで逆に皆さんの御意見が活発に議論されてしまうと、そこで是非論が結局出てきてしまう。元々そういう個別承知をして良かったのかという話に遡ってしまうので、それはやはり、法の趣旨からすると許容されないということを示されておりました。というのを、ちょっと昨日確認をしたものですから、この補足で説明をさせていただきました。

○多田委員 今の御意見で、大体私の疑問はある程度理解できたんですけれども、委託先でも事故っていうのは、とにかく個人情報の事故で一番大きい、範囲が広がっ

ちやうんですね。今までの大日本印刷だとかベネッセだとか、大きい事故は大体委託先の、またさらにその委託先なんですね。だから、委託先をどのように管理するのかっていうのが、執行機関、また現場での一番大きなポイントになるかと思うんですね。その部分をどのように安全管理をされているのかなっていうのが気になったんですけども、今日のお話はその部分まで審議会に諮問することまでは考えていないということなんで、それはそれでいいと思います。

ただ、安全管理という面におきましては、委託ってというのは一番大きな問題になる可能性が大きいものですから、現実には八千代市の現場の皆さん方がどのような形で委託をされて、それを管理・監督されているかと。委託先の管理ってというのは、もう委託した方の責任なんです。なので、委託をしたところを監督して、さらにその先も、さらに委託するっていうケースがもう当たり前なんですね、今。ですからその先の先までどのように委託先を管理・監督しているかっていうところを、安全管理面としてきちんと把握をしていただきたいと。それをやることによって漏えい事故とか、かなり減ると思いますし、大きな問題にならないと思うんですね。安全管理をしっかりお願いしたいという意見だけでありました。

**○伊藤議長** ありがとうございます。個人情報保護委員会が言っているのは、個人情報保護法の解釈を審議会がやるなど、簡単に言うとそういう話なんだろうと思われま

す。  
ちょっとすみません。ここは私の勉強不足なところで大変申し訳ないんですが、その委託に関して、ガイドライン上、どれぐらい詳細な規定が準備されているのかって教えていただいてもいいですか。

**○船田法務課長** 現時点では、まだ国の方からひな形のようなものが示されていて、それに基づいて、市の方でも情報管理当局が持っているセキュリティポリシーと整合性を取りながら、これからちょっと作っていくということになります。ですので、現行セキュリティポリシーのレベルに近いのかなというのは認識しているんですけども、まさに昨今の事件があったものですから、それを踏まえた上で安全管理措置をどこまで定めていくかっていうのは、これからちょっと検討していかないといけないかなというところがございます。

**○伊藤議長** ありがとうございます。恐らく作ったセキュリティポリシーに関しては、これが個人情報保護法の解釈の結果であるということで行政機関側がやったものとして、個人情報保護委員会としては、審議会はそこに手を出すなという考え方なんだろうと思います。

ただ、そのセキュリティポリシーにのっとなってきちんとやったださっていますかという確認は、審議会でやってもいいんじゃないですか。ルールを決めているところではなくて、ルールを使えていますかという部分なので、そこは審議会の方で確認する余地はあるのではないかと。その点は事務局として、何らかこう対応してもらえような発想というのはありませんでしょうか。

このチェックリストは何かいろいろ作って進めてくださると思うんですね。そのチェックリストには、多分平たく言えば、けちは付けられないようなんです。けれども、実態を見て、そのチェックリストの中身とその実態が合っていますかね、というようなチェックを個人情報保護委員会が全部やってくれるんだったらいいんですよ。絶対やらないでしょ。誰がやるのっていうことなんですよ。

○多田委員 漏えい事故などはこの委員会で何回も報告されましたし、再発防止策なんかもやってらっしゃいますので、審議会への報告というのは、私は必ずあると判断しているんですが、そのことではないんですかね。

○三木委員 多分改正法が施行されると、尼崎市のような事件は個人情報保護委員会に報告しなきゃいけない案件に確実になるので、個人情報保護委員会にも報告がいくと思いますけれども、重大な案件以外は逆に言うとほぼ報告しないことになるので、引き続き審議会に御報告を頂くということにはなるのかなと思っているんですが、起こってしまったものは後から聞いても、起こった事実が変えられないっていうことになるので、起こらないようにするためにどうするかっていうことで何か工夫できないかなっていう話を、ちょっとさせていただいてきたということですよ。

結果的に、起こると住民の人をリスクにさらすっていうことになりますので、自分の身を守れる人はいいですけれども、そうじゃない人もたくさんいますから、そこはちょっと検討の余地があるかなっていうことで前回いろいろ申し上げたということと、あと事務対応ガイド上は、契約書に定める事項みたいなものは列挙されていたりとか、セキュリティに関しては国の定めるセキュリティ基準なんかに準拠してやったださいみたいな話なので、まだ現段階では詳細が出ていないということですよ。

○船田法務課長 現段階では項目が出ている状態です。ただ、国の方からはこの項目に基づいて作りなさいという指示が出ているので、この後、詳細なものが国から1から10まで出るとは限らないという状況かなというふうに認識しております。ですので、市としては今のセキュリティポリシーとそこを突合させていって、自分たちで肉付けをしていく作業を、これからしていくというふうに認識しております。

○三木委員 特に項目が挙がっているのは契約書に定める項目みたいなもので、恐ら

く自治体は個人情報の取扱いを含む契約の場合は行っていただろうと思われる項目なので、何か新たに追加的な措置を行うっていうわけではないのかなとは思うんですね。なので、セキュリティ対応の件で適合性をどうやってチェックするのかとか、その辺はまた新たにやることが出てくるかもしれないのかなという感じで、ガイド上は3ページぐらいしか委託に関しては割いていないので、そんなに詳細に書いてあるわけではないというところがあります。

線引きがどこかかっていうのがなかなか、法律の関係と個人情報保護委員会の個別の見解と照らしてどの辺が線引きなのかかっていうのは、ちょっと必ずしもはっきりしていないところはあるので、ちょっと対応が大変なのかとは思うんですけども、委託案件が要件化の話になるっていうのが、ちょっとやっぱり私もよく理解ができていないところがまだあります。

**○武田委員** 私も八千代市で現役時代にこの条例等に携わったわけですけども、主に年間の審査請求数であるとか、利用者数であるとか、そういったところで、制度がどのように使われているかっていうところに着目して捉えることが行政機関は多いんですけども。

現在、私は指定管理に関する民間企業に勤めておりまして、全国に60館近くお受けしているんですが、民間である以上、そういう指定管理をお受けするっていうことは非常に競争が激烈でありまして、そういう中にプライバシーポリシーというのをしっかり持っているっていうことが、もう必須要件です。これを失ったら、はっきり言って命を落とすぐらいの要件で、じゃどうするかっていうと、毎年必ず事業所の責任者、いわゆる館長とか事業所長が本社の個人情報所管課の監査を受けています。

そこでは、簡単なことで皆さんには耳障りかもしれませんが、100項目ぐらいのチェック項目がありました。今回の尼崎市のこともちゃんと出ています。立ち寄りちゃいけません。荷物は網棚に載せちゃいけません。かばんは必ずオープンは駄目ですとか、すごく細かい、常識的に子供だって分かるようなことですけども、毎年やっていて、私も8年間館長をやりましたけれども、耳にたこができるくらい毎年あーそれねって、必ず実地調査もします。

ここは特に、行政の方で実地調査は本当にできているのかな。どこにしまっているのか。事業所に行って、これ外に出ているけど大丈夫ですか、個人情報じゃないのっていうところまでやる。ただ、行政の場合、非常に膨大な事務量、ファイル量が桁違いに多いので、例えばしまうとといったってどうする、どこにしまうのっていう話にもなりかねないんですけども、そういったことの積み重ねで、この審議会のようなとこ

ろを煩わせないで、自分たちが自立してしっかりと管理ができて、市民の信頼を得ていくっていう制度であるということを確認していくということが、大事なかなというところで、実地調査っていうのは現在やっておられるんでしょうか。

○船田法務課長 まず、庁内に関しては特定個人情報取扱事務に限定されてしまうんですけども、毎年監査を行っていて定期的に対象所属を入れ替えたりとかしてやっております。委託先までの監査につきましては、各担当課で委託契約の中に基づいて各自実施しているというところで、当事務局の方で全部把握しているというものではないところでございます。

○武田委員 その中に、例えばパソコンのリムーバルディスクとか、そういうのも結構、私どもありましてね。本来、その会社の業務のものは移したらまずいですと。事務所内で使うのは構わないけれども、仕事が時間内に終わらないと持って帰る。私もそれやっているんですけども、そこら辺がやっぱり職員が実際にこれを進めていくと、今回の尼崎みたいに、職員だって非常に大変でそれで終わった、ほっとして飲んじゃったってところですよ。だから、あれは非常に人間臭い、起こり得る案件なんですよね。

そういうところで、ペーパーとか、そういう案件数とかいうのももちろん大事で、それが制度の見直しとか問題点の洗い出しに非常に大きく寄与するんですけども、実際の行動としては非常に単純な部分であって、そういったところを、もし現在もやっておられるんだったら結構ですけども、そういったようなチェック項目とかいうのを、単純なものも含めてちょっと、もしやっていなかったら御検討いただければというふうに思いました。

○伊藤議長 事務局の方、何かコメントありますか。

○船田法務課長 先ほど会長から投げ掛けられた御質問のところなんですけれども、今御提案あったのが、何かセキュリティポリシーなりこれから作るガイドラインに基づいて、事故についてただチェックするだけだと、審議会としてはこの項目に照らし合わせてマルかバツかというチェックをしますと、行政内部で自己監査するんじゃなくて、審議会の方でチェックしますというレベルの報告のようなもの、それならどうかということについては、国に逆にそういう提案をしてみて、どうですかっていう質問を投げ掛けることができるかなというのが一つございます。

もう一点は、実は国がひたすら言っていたのが個別事案っていう話と要件化、この二つをずっとおっしゃっていて、逆に運用状況報告みたいな一般的な報告については、例えば四半期ごとにやってもいいし、定期的をやってもいいということを言っていま

した。

もう一つ、許容されているって言っていたのが、報告とはちょっとずれるのでこのペーパーに入っていないんですけれども、先ほど例えばガイドラインとか、指針の方を逆に審議会の意見を基に作っていくことは構いません。それは一般ルールなので、個別具体的な事案じゃないということなんです。

ただ、それを結局個別事案に照らすと、その一つ一つの事案についての是非論が出てくるので駄目という話になるということなので、ただそここのところがちょっと今のところで代替としては2点、今の会長から御提案があった内容について投げ掛けるかどうかという話と、もう一つのガイドラインの作成の方で、逆に審議会議に諮るかどうかっていう話になっていくのかなと。

ただ、事務局の方で当初、その辺の案を入れていないのは、やはりガイドラインはこれから作っていくという流れもあって、恐らくこの年度後半を使って、精密なものを作っていないといけないかという認識がありますので、本来ならばガイドラインが4月1日以前にできていないといけないので、さらに庁内に周知しないといけないので、かなり早い段階で作らなきゃいけないんですけれども、審議会議に事前にお諮りするというスケジュールがかなり厳しいかなというのが一つと、恐らく1回作るとそうそうは変わらないので、審議会議に度々御意見を伺うということには、どうもならぬそうというのが2点目。

3点目としては、いざ変えるときは、恐らく国の方からモデル指針のひな形を変えてきたから、来年4月からはやっってくださいっていうことを多分3月辺りに示されて、動かないといけないっていうことになるので、審議会議に事前にお諮りするというのは、かなりスケジュール的に厳しいなというのがあったので、ちょっと御提案の中には入れておりませんでしたということをお願い的ですけども、説明させていただいたというところがございます。

○三木委員 個人情報保護委員会のことなので、船田課長とかにも申し訳なく、ちょっとおかしい話ではあるんですけども、例えば、特定個人情報というマイナンバーを含む個人情報に関しては、個人情報保護評価っていうのをやっていて、それについては審議会議等の意見を聴かなきゃいけない案件っていうのは必ずあるわけですよ。なので、マイナンバー法の中で一応規律はされていて、実際に市の内部でマイナンバーを含む特定個人情報を取り扱うものに関しては、いわゆるプライバシー影響評価をしますということが要件化されていて、一部について審議会議の意見を聴くとか第三者の専門的な意見を聴くという構造になっていて、何で特定個人情報はそれで良くて、



個人情報になると駄目なのかっていうのが、要は結局個人情報の管理の方法とか処理の方法とか、その辺の基本的な影響評価をしているわけですよ。

なので、ちょっと国のおっしゃったことが幾つか、私はやっぱりちょっと腑に落ちていないっていうのと、尼崎市の件に関しては結局その再委託先がそもそも、その個人情報のデータを処理することについては許可されていたんだけど、USBメモリのようなものに保存して持ち出すことの許可を得ていないということとか、持ち出した再委託先の職員なのか契約社員なのかちょっと分かりませんが、そもそも個人の判断で持ち出して、それが組織的判断とか会社の判断とか誰かの指示で必ずしもやったわけではないということとか、あとデータを移管した後に飲みに行っておられるんですけども、本来データ移管後に消去するべきところを、なぜかUSBメモリに保存したまま持ち歩いていて、しかも飲みに行っているっていう意味では、実はそんなに単純な話ではなくって全体の処理フローの問題で、処理フローがまずかった結果、最後に個人の行動が問題を引き起こしたっていうことでもあって、むしろその処理フローの部分がどこまで実施機関側で徹底して確認ができていたのかっていうところとか、恐らく尼崎市の件も問題になるのかなと思うんですよ。

私は別の自治体で審議会委員をやっていたときに、委託そのものは諮問に上がってくるわけではないんですけども、大体委託って個人情報のデータ処理を前提にしていることが多いので、そのデータ処理をした個人情報ファイルを新たに作成しようとするときは審議会への諮問を要件化している自治体だったんですよ。なので、結果的にほぼ委託案件の審査をしているみたいな状態になっていまして。そうなったときに、一応諮問なのでいろいろ準備はしなきゃいけないっていうのがあったんですけども。

要は再委託についてどういうルールになっているのか、再委託先との処理がどうなっているのかっていうことは当然審議会は聞くので、とにかくきちんと聞かれそうなことは全部確認して用意して、準備をしてくるっていうのが、長く審議会委員をやっているとかなり徹底されてきていて、周到に準備と確認がされるようになったんですよ。当初は、かなりいい加減な状態で諮問が上がってきて1回では終わらなくて2回、3回と結局回数を重ねることになる。そうすると、時間ばかり掛かって自分たちのスケジュールに間に合わなくなるので、かなり準備を徹底するっていう効果はやっぱりあって、それは事前だからっていうのもあるんですけども、やっぱりそれをどうやって徹底していくかっていうところは、すごく重要なポイントで、内部のチェックっていうのもあるんですけども、内部と別の視点でチェックされるっていうことも、

事後的であればより徹底しやすいかなという意味では、結構意味があるかなとは思っています。

なので、ちょっと現段階でどうかっていうことの結論はこの場出しにくいのかなと思うんですけども、ちょっとなるべくいい方法を考えていただきたいなと思いますし、ここでもちょっと議論すべきものがあれば、きちんと議論したいなと思います。

○伊藤議長 ありがとうございます。

今の三木委員の御発言に引き続いて、御意見ある方いらっしゃいますか。

○三橋委員 ちょっと小さなことか大きなことか分かりませんが、市役所の中でもUSBメモリとかを使っているからって、小・中学校は全て使えなくなっていて、全体管理を教育センターでやっておりますけれども、市役所はどうなんですか。

○船田法務課長 結論から言うと、USBメモリは使用しております。管理そのものは、私どもじゃなくて情報管理課の方になっておりまして、こういうふうな市役所職員が使うような端末に、そもそも接続したりできるかどうかについては一応管理されているので、むやみにつなげたりとか、データを持ち出したりすることはできないように規制されている状況になっております。

○三橋委員 それは自宅に持ち帰って、残業の続きを自宅でするとかっていうこともあるんでしょうか。

○石川法務課主幹 情報セキュリティポリシーというものがありますので、その中では、一応課長等の許可を得れば、持ち出ししていいという規定になっております。

○多田委員 そもそも委託先っていうのは入札で大体決まると思うんですけども。そのときに応札された方の事業者の内容というのはかなり厳しくチェックされていると思うんですけども、特に個人情報の処理を委託するような委託先については、かなり厳しい面でさっき武田委員がおっしゃったような、ああいったことが全部入っていると思うんですよ、契約書の中に。

当然その中には、再委託の監督も入っていると思うんですね。個人情報保護委員会から出している要件は全部入っているんですね。特にプライバシーマークで持っている事業者さんっていうのは、そういうのは全部知っていて、やっているはずなんですね。武田委員がおっしゃったような委託先を監督する、そこまで立ち入るなんていうのは、プライバシーマークを持っている事業者さんはやっているんですよ、実際に。なので、それを持っているかどうかっていうのは非常に大きなポイントになると思う

んで、応札された方々の審査とか確認っていうのは、法務課さんじゃないところでやっていたらと思うんですけども、そこをきちんとやっていただくことによって、かなり防げるんじゃないかなというふうには思います。これは意見です。

**○伊藤議長** ありがとうございます。

その他ございますか。——そうしましたら先ほどのペーパーの1、2に関しては事務局のお考えのとおりということとして、3についてはもう少し方向性を議論した方がいいかなと思っていて、今のところちょっと事務局側の認識としては、個人情報保護委員会がゼロ回答に近いものになっちゃっているんで、規定はなかなか難しいという話だったんですけども、委託に関してやはり審議会の方である程度、見せていただいた方がいいのではないかという意識は共有していると信じております。

ですので、方向としては個人情報保護委員会の見解とそごがない形で、八千代市としても個人情報保護委員会に文句を言われないうような形で体制の構築というか、審議会の関与というのは可能となるのかどうか、その辺りをちょっと大変お手数ですが、再度御確認をお願いできればというふうに思います。私どもの議論としては、ガイドラインを定めるというような部分で、恐らくこれから多分、いろいろと作業に掛かっていただくことになるんだろうと思うんですけども、そこにどのように関与していくかという辺りを考えておくのかなと。

もう一つは個別案件の話で、個別案件の要件化が駄目だっていうんだったら、じゃ個別案件じゃないか要件化にしないかのどっちかの話になるので、そういった仕組みが可能なのかどうかという辺りを議論していきたいと思うんですけども、そういった形での御準備を事務局の方でちょっとお願いをしてもよろしいですか。——お手数を掛けます。すいません、よろしくお願いします。

次回はその辺りを決めるということと、もう一つ予定されていたスケジュールってどの辺になるんですか。

**○船田法務課長** 次回は、答申案の内容の整理ということを進めていただければなというふうに認識しております。

**○伊藤議長** それでは、その委託の部分を除いて答申案の作成をある程度の段階まで事務局の方に一旦お願いをしたいというふうに思います。その2点を議題として次回、議論の方を進めてまいりたいと思いますが、そんな感じでよろしいでしょうか。本日の審議会に関しては、これで終了ということ。

**○中山委員** 先ほどのパブリックコメントについて、ちょっとお伺いしたいんですけども、同じ人から4件質問があったということで説明いただいたんですけど、回答が

10月下旬になるということで、普通に考えると6月にパブコメを出して、10月に回答をするというのは遅すぎると思うんですね。10月になるのは仕方がないのかわかりませんが、質問なされた方には10月になりますよってという返事はしておいた方がいいと思うんですけども。質問した方としては、すぐに回答が来ると思うんですけども。具体的にどうなっているかをちょっと教えてもらいたいんですが。

○船田法務課長 議会提案後に回答するというふうなルールになっているようですので、議会の提案後のスケジュールというのが、先ほど10月ということを申し上げた次第でございますが、ただ、個別に質問を頂いた方に対してはそういう時期になりますよという連絡を取ることは可能でございますので、そのような対応をしたいなと思っております。

○中山委員 そこは伝えておいた方がよろしいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今後の会議の予定がありましたけれども、7月28日の審議会があるのか分かれれば教えてもらいたいのですが。

○船田法務課長 なかなか事務局から申し上げづらいんですけども、次回の12日で、今の審議が終わるかどうかというところでございますが、私どもの方でまだ28日があります、ありませんというのは、ちょっとなかなか申し上げづらいところでございます。

○伊藤議長 一応スケジュールを確認しますけれども、次回が7月12日の13時30分。予定として一応入っているのが、次々回として7月28日の13時30分となっていて、12日の段階で議論が一応まとまる。ただ、委託の部分の答申については、ある程度お任せいただくような内容になってしまうんですが、そういった形でその議論を終えることができれば12日でおしまい。で、委託の部分についての答申案についても確認したいということになると、28日に回るということになるかと思っております。

この部分はまだ、個人情報保護委員会との擦り合わせの問題があるので、ちょっと今日の段階では多分決め難い部分だと思います。どうしても12日に一旦議論させていただくというところは、ちょっとやむを得ないかなと思っています。そういったところでよろしいでしょうか。

皆様、その他本日の審議に関して御質問・御意見等ございましたら。——よろしいですかね。

特にないようですので、本日の審議会はこれで終了としたいと思います。

長時間にわたり大変お疲れ様でした。ありがとうございました。